ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

TAIWAN LEGAL UPDATE

2021 年 6 月 18 日(第 4 号)

台湾弁護士　呉 曉青　日本弁護士　中川 裕茂
台湾弁護士　鄭 宇恬　日本弁護士　若林　耕

Contents

1. 台湾法令アップデート
- 「新型コロナウイルス感染症に対する納税期限の延期」に関する通達
- 新型コロナウイルス感染症対策により閉鎖されるレジャー施設などの閉鎖期間中における家屋税、娯楽税および鑑札(ナンバープレート)税の課税停止
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、株式公開発行会社の株主総会は 6 月末まで開催停止
- 「新型コロナウイルス感染症対策及び経済振興特別条例」の改正
- 「商業事件審理細則」の制定
- インサイダー取引罪における犯罪利得の計算に関する最高法院刑事大法廷の決定

2. 台湾法 Q&A－台湾会社の株主総会の開催時期、方法

3. 今後の関連セミナー等の情報

©Anderson Mori & Tomotsune

1. 台湾法令アップデート

＜新型コロナウイルス感染症関連＞

「新型コロナウイルス感染症に対する納税期限の延期」に関する通達

〔ポイント〕財政部は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2020 年度の個人総合所得税（日本の「所得税」に相当）と営利事業所得税（日本の「法人税」に相当）の申告・納税期限を当初の 5 月 31 日から 6 月 30 日まで延長した。また、申告・納税期間が 2021 年 5 月から 7 月までとされる特定税目（営業税（日本の「消費税」に相当）、貨物税、たばこ・酒税、特種貨物および労務税、個人総合所得税、営利事業所得税、家屋税）について、納税者または源泉徴収義務者である本人またはその担当者（会計人員など）が新型コロナウイルス感染症の隔離・検疫を受けた場合、申告・納税期限は税目により各指定期限まで延長される。延期の適用には、事前申請は不要だが、隔離・検疫に関する証明資料を添付し、延長期間内に申告・納税する必要がある。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて期限内に納税できない場合、納税者は税務当局に納税期限の延期又は分割納付を申し出ることができる。

（隔離等による特定税目の申告・納税の延期の通達は 2021 年 5 月 7 日に公布、所得税の納税期限延期の通達は 2021 年 5 月 12 日に公布、いずれも同日発効。）

〔原文〕財政部 2021 年 5 月 7 日台財稅字第 11004563330 號、財政部 2021 年 5 月 12 日台財稅字第 11004568860 號

新型コロナウイルス感染症対策により閉鎖されるレジャー施設などの閉鎖期間中における家屋税、娯楽税および鑑札（ナンバープレート）税の課税停止

〔ポイント〕新型コロナウイルス感染症対策により閉鎖されるレジャー施設、展示会・競技会場、教育施設その他の場所について、閉鎖期間中の家屋税、娯楽税、鑑札（ナンバープレート）税が課税停止となった。

（2021 年 5 月 24 日に公布、発効）

〔原文〕財政部 2021 年 5 月 24 日台財稅字第 11004571810 號

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、株式公開発行会社の株主総会は 6 月末まで開催停止

〔ポイント〕金融監督管理委員会は、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、2021 年 5 月 24 日から 6 月 30 日までの期間内の上場会社など株式公開発行会社の株主総会の開催を停止し、7 月 1 日から 8 月 31 日に延期するように求めた。また、株主総会開催延期の関連措置も公表された。株式公開発行会社が関連措置に違反する場合、違反の情状に応じ「新型コロナウイルス感染症対策及び経済振興特別条例」又は「伝染病防止法」により処罰される。

（2021 年 5 月 20 日に公布、発効）

〔原文〕金融監督管理委員會 2021 年 5 月 20 日金管證交字第 11003621371 號

「新型コロナウイルス感染症対策及び経済振興特別条例」の改正

〔ポイント〕新型コロナウイルス感染症の感染拡大に応じ、本条例の適用期限は改正前の 2021 年 6 月 30 日から更に 1 年間を延長し、2022 年 6 月 30 日となった。また、特別予算の上限額は 2100 億台湾ドルから 8400 億台湾ドルまで増額された。

（2021 年 5 月 31 日に公布。施行期間は 2020 年 1 月 15 日から 2022 年 6 月 30 日までとされているが、施行期間満了後、立法院の同意を経て延長することが可能。）

〔原文〕嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例

©Anderson Mori & Tomotsune

＜商業事件審理法＞

「商業事件審理細則」の制定

〔ポイント〕2021 年 7 月 1 日の商業事件審理法の施行に向けて、付属規定とされる「商業事件審理細則」が制定された。商業裁判所が取り扱う事件（商業事件に関する調停・訴訟・証拠保全などの関連事件、訴額が 1 億台湾ドル以上である商業事件（仲裁判断の取消・執行、外国の判決・仲裁判断の承認・執行など）を含む）、知的財産又は労働に関連する商業案件の取扱い、商業事件審理の手続事項などが規定されている。

（2021 年 5 月 11 日に公布、2021 年 7 月 1 日に施行）

〔原文〕 商業事件審理細則

＜証券取引規制＞

インサイダー取引罪における犯罪利得の計算に関する最高法院刑事大法廷の決定

〔ポイント〕証券取引法に規定されるインサイダー取引罪の「犯罪により得た財物又は財産上の利益」（犯罪利得）の計算について、最高法院刑事大法廷は、「行為者が犯罪利得を実現したか否かによって計算する」という統一見解を決定した。具体的には、行為者が利得を実現した場合、その犯罪利得の額は、株式の購入・売却時の株価の差額に株数を乗じて計算される（「実際利得法」）。行為者が利得を実現しなかった場合であっても、客観的に財産上の利益の取得またはその損失の回避が通常予想できるとき、その犯罪利得の額は、行為者が株式を購入または売却した価格と情報公表後 10 営業日の終値の平均価格との差額に、株数を乗じて計算される（「みなし利得法」）。また、犯罪利得の計算においては、証券取引税及び手数料などのコストが控除される。

（2021 年 5 月 19 日付最高法院 108 年度台上大字第 4349 号決定）

〔原文〕 最高法院 108 年度台上大字第 4349 號裁定

©Anderson Mori & Tomotsune

2. 台湾法 Q&A－台湾会社の株主総会の開催時期、方法

台湾弁護士　呉 暁青

Q1　毎年この時期（6 月）に台湾会社の株主総会の開催に関連するニュースなどがよく見られますが、台湾会社の株主総会の開催時期を教えてください。
開催方法については、物理的な場所での開催以外に、テレビ会議や電話会議、書面決議などは可能ですか。また、今年（2021 年）の株主総会開催についてどのような特別規定がありますか。

回答

1. **2021 年の上場会社等の定時株主総会に関する特別規制**

2021 年の定時株主総会の開催については新型コロナウイルスの関係での特別な措置があります。即ち、台湾の上場会社等の管轄当局である金融監督管理委員会（TFSC）は、2021 年 5 月 20 日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に応じて、上場会社等を含む株式公開発行会社 [1]に対し、2021 年 5 月 24 日から 2021 年 6 月 30 日までの間は株主総会の開催を停止することを要請しました（金管証交字第 11003621371 号通達）。

本ニュースレターの配信時に、TFSC から株主総会の開催停止期間の再延長決定がなされていません。TFSC の新たな決定の有無を引続き注視する必要があります。

2. **台湾会社の株主総会の開催時期、開催方法**

株主総会の種類、会計年度、会社の形態や上場等の有無により変わります。詳細は以下のとおりです。

(1) **株主総会の開催時期**

台湾会社の株主総会は、①毎年 1 回（各会計年度終了後 6 ヵ月以内）開催される定時株主総会、および②必要に応じて開催される臨時株主総会に分けられます（会社法 170 条）。

台湾会社の会計年度は 1 月から 12 月までが原則であるため、一般的には 6 月末までに定時株主総会が開催されます。

日系企業の場合、日本の本社に合わせて 3 月決算とする事例（会計年度は 4 月から翌年 3 月までとされる）もよくみられます。この場合、定時株主総会の法定の開催時期は 9 月末までとされます。

[1] 台湾法における「株式公開発行会社（中国語「公開發行公司」）」とは、会社の定款で、台湾証券取引法に基づき不特定の第三者に対し株式を発行できる旨を定める株式会社をいいます。上場会社、店頭登録会社等は「株式公開発行会社」に属しますが、上場しない株式公開発行会社も存在します。

©Anderson Mori & Tomotsune

(2) 株主総会の開催方法

会社の類型により以下の開催方法が認められます。また、(a)(物理的な場所での開催)以外の方法で開催する場合は、定款でその旨を定める必要があります。

開催方法	上場会社等株式公開発行会社	非株式公開発行会社	
		一般の株式会社	閉鎖型株式会社[2]
(a) 物理的な場所での開催	○	○	○
(b) テレビ会議	×	○	○
(c) 電話会議	×	×	×
(d) 書面決議	×	×	○

テレビ会議による株主総会の開催については、2018 年の台湾会社法改正により、一般の株式会社で認められるようになりました(閉鎖型株式会社は 2015 年から可能になりました)(同法 172-2、356-8 条)。

同改正では、上場会社等株式公開発行会社の場合、多数の株主の本人確認手続の難しさ、接続環境が不安定なときの対処、同時投票システムの実行可能性などの懸念点に配慮したうえで、テレビ会議の適用対象外とされました。

一方、電話会議による株主総会の開催は一切認められていません。

閉鎖型株式会社の場合、定款の定めにより、株主全員の同意をもって、株主総会を実際に招集・開催せずに、書面決議を行うことができます(同法 356-8 条)。

(3) 株主総会の招集方法(開催までのプロセス)

① 招集通知の送付

株主総会の招集は、原則として取締役(会)が行います(同法 171 条)。招集通知は以下の期限までに各株主に送付する必要があります(同法 172 条)。

	上場会社等株式公開発行会社	非株式公開発行会社(一般の株式会社、閉鎖型株式会社)
定時株主総会	30 日前	20 日前
臨時株主総会	15 日前	10 日前

また、招集通知では、会社法、証券取引法に定める重要な決議事項(董事・監査役の選解任、定款変更、会社の解散、合併または分割など)について、その決議事項の主要な内容を招集通知に明記する必要があり、臨時動議で付議することができません(同法 172 条、証券取引法 26-1 条)。

[2] 「閉鎖型株式会社(中国語「閉鎖性股份有限公司」)」とは、株主 50 人を超えず、定款で株式譲渡制限(たとえば、株式を譲渡する場合はほかの株主の同意を得ることを要件とされる)を定める株式会社をいいます(会社法 356-1 条)。

©Anderson Mori & Tomotsune

② 上場会社等による情報開示

上場会社等株式公開発行会社の場合、上記①に加えて、招集通知、各決議事項の説明資料なども同招集通知の送付期限までに上場会社等情報開示サイト(MOPS)[3]において開示する必要があります[4]。

さらに、上場会社等株式公開発行会社は株主総会のアジェンダを作成し、一定の時期より前(定時株主総会は 21 日前、臨時株主総会は 15 日前)に MOPS で開示する必要があります[5]。定時株主総会の場合、同じく事前開示が必要とされるアニュアルレポートをアジェンダの添付資料として同時に開示する事例は多いです[6]。

(4) 株主総会を適法に開催しない場合の法的効果

当局の特別許可を得た場合を除き、会計年度終了後 6 ヵ月以内に定時株主総会を招集しない場合、会社を代表する董事(董事長)は 1 万台湾ドル(NTD)以上 5 万 NTD 以下の過料が処されます(会社法 170 条 3 項)。

適法に招集通知を行わなかった場合、一般の株式会社についてその董事長は 1 万 NTD 以上 5 万 NTD 以下の過料、上場会社等株式公開発行会社についてその董事長は 24 万 NTD 以上 240 万 NTD 以下の過料が処されます(同法 172 条 6 項)。

以上

[3] https://mops.twse.com.tw/mops/web/index

[4] 同法 172 条、「株式公開発行会社の株主総会アジェンダの要記載事項および遵守事項に関する弁法」5 条。

[5] 同法 177-3 条、「株式公開発行会社の株主総会アジェンダの要記載事項および遵守事項に関する弁法」6 条。

[6] 証券取引法 36 条 4 項、「株式公開発行会社のアニュアルレポートの要記載事項準則」23 条。

©Anderson Mori & Tomotsune

3. 今後の関連セミナー等の情報

◆当事務所のパートナー、射手矢好雄弁護士が国際仲裁ウェビナーに登壇いたします。

「国際仲裁ウェビナー～中国関連ビジネスを中心に～」
日時：2021 年 7 月1日（木）14：00～15：30
会場：WEB 配信
運営：（共催）法務省，在中国日本国大使館，JIDRC，JCAA

https://www.cn.emb-japan.go.jp/files/100195214.pdf
https://www.jcaa.or.jp/seminar/seminar.php?mode=show&seq=72&

◆当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が国際取引セミナーに登壇いたします。

「米中情勢を踏まえた中国企業との取引～日本企業の経済安全保障的法務～」
日時：2021 年 7 月 20 日（火）14:00～15:30
会場：WEB 配信
運営：（主催） JCAA ／（後援）日本貿易振興機構（ジェトロ）

https://www.jcaa.or.jp/seminar/seminar.php?mode=show&seq=71&

◆AMT グレーターチャイナセミナー
当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座（オンラインセミナー）を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

- 第 8 回（中国メインランド）：2021 年 7 月 28 日（水）14：00
- 外資企業の中国進出にかかる実務的検討～外商投資法施行後の影響を踏まえて～（仮）

講師：アソシエイト弁護士　尾関　麻帆
　　上海オフィス顧問　　銭　　一帆

©Anderson Mori & Tomotsune

- 本台湾ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本台湾ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
台湾弁護士　呉　曉青（wu.hsiaoching@amt-law.com）
台湾弁護士　鄭　宇恬（cheng.yutien@amt-law.com）
日本及びニューヨーク州弁護士　中川　裕茂（hiroshige.nakagawa@amt-law.com）
日本弁護士　若林　耕（ko.wakabayashi@amt-law.com）

- 台湾ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- 台湾ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。